

賃金デジタル払いに関する アンケート結果

2024年11月28日

内閣府規制改革推進室

アンケートの概要

1. 趣旨

- 規制改革推進会議の「規制改革推進に関する答申」（令和6年5月31日）では、賃金デジタル払いについて、「適切な労働者保護の必要性に留意しつつ、申請に係る処理を迅速に行うとともに、資金移動業者の指定後、速やかに必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する必要がある」とされている。
- これを受けて、関係する事業者には、賃金デジタル払いの現状と課題についてアンケートを実施。

2. 時期

2024年9月～10月

3. 対象

（一社）日本資金決済業協会の会員（第二種資金移動業者）75社
回答社数：37社（回答率49%）

4. アンケート項目

- ①指定資金移動業者（賃金デジタル払い実施事業者）への申請の有無／検討状況
- ②指定資金移動業者の指定要件・審査プロセスのあり方
- ③その他

アンケート結果（サマリー）

- アンケート回答のうち、過半数（21社）は賃金デジタル払いに係る指定申請を検討していない。現行の指定要件では費用対効果の面でメリットを感じないとの指摘もある。
- 一度でも指定申請の検討を行った事業者（16社）からは、指定資金移動業者の破綻時の資金保全（保証要件）に関する負担が重いとの意見が最も多く寄せられている。また、外国人の賃金受け入れ、指定審査の明確化・効率化・迅速化に関する要望も複数ある。

主な意見①

項目	意見数	意見の概要
指定資金移動業者の破綻時の資金保全（保証要件）	9社	<ul style="list-style-type: none">✓ 資金移動業者の破綻時の資産保全（資金決済法）と賃金デジタル払いの保証（労基法）が重複し（2重の保証）、負担が重い。✓ 資金決済法と労基法の保証を一本化した上で要件の緩和を希望する。✓ 資金移動業者の破綻時には保証機関が労働者の銀行口座に賃金相当分を振り込むことになるが、当該口座（指定代替口座）の有効性確認についてコストがかかる。✓ 賃金デジタル払いを受け入れる実際の口座残高に関わらず、常に口座の上限額を保証しなければならず、コスト負担が重い。✓ 資金移動業者の破綻時に6営業日以内に労働者に弁済しなければならない体制の構築は負担が重い。✓ 例えば、資金移動業者の破産時には、事務処理能力が既に失われているところ、残高を保証機関がどのように認識するのかなどの課題がある。

主な意見②

項目	意見数	意見の概要
外国人の賃金受け入れ	5社	<ul style="list-style-type: none">✓ 外国人は未だ、銀行口座の保有や利用について実質的に制限が大きいいため、賃金デジタル払いはサービスとして魅力的だと思うが、労働者が銀行口座を既に有していることが指定要件のため、そのメリットがなくなる。当該指定要件の見直しが必要。✓ 賃金デジタル払いの議論は当初、銀行口座を持たない外国人に対する金融包摂の側面もあったはず。本来の趣旨に鑑み、指定要件について見直す必要があるのではないか。
指定審査の 明確化・効率化・迅速化	5社	<ul style="list-style-type: none">✓ 今後の事業者の広がりには、指定審査プロセスの明確化・効率化・迅速化が必要。情報が限定的であるため、広く公開してほしい。✓ 例えば、賃金デジタル払いに関する厚労省ガイドラインでは、指定要件について必要最低限の記載に留まっている。特に、保証等の論点の他社事例などが有用である。

主な意見③

	意見数	意見の概要
その他の意見		<ul style="list-style-type: none">✓ 賃金デジタル払いを実行するためには各事業者毎に使用者と労働者にて労使協定を締結し、使用者が労働者から同意を得る必要がある点もハードルが高い。✓ 指定資金移動業者の要件となるプライバシーマーク（個人情報の適切な保護に係る第三者機関による認証）を取得していないので申請は検討していない。✓ 指定資金移動業者の賃金受け取り口座においてATMや銀行口座への出金手数料を月1回以上無料とするのはコスト負担が重い。